

仁愛大学附属図書館利用規程

(目的)

第1条 この規程は、仁愛大学附属図書館規程第6条に基づき、仁愛大学附属図書館(以下「図書館」という。)の利用について定める。

(利用資格)

第2条 図書館を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 教員
- (2) 職員
- (3) 学部学生
- (4) 大学院生
- (5) 元教職員
- (6) 卒業生
- (7) その他図書館長(以下「館長」という。)が許可した者

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 平日 9時から21時30分まで
- (2) 土曜日 9時から18時30分まで

2 館長は、必要に応じて開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- (4) 前3号以外の本学休業日のうち館長が定める日

2 前項に定めるもののほか、館長は必要に応じて臨時に休館日を定めることができる。

(館内利用)

第5条 利用者は、館内開架の資料については自由に利用することができる。

2 書庫内所蔵の資料は、所定の手続きにより利用することができる。

(館外貸出)

第6条 第2条に定める利用者は、次の各号により館外貸出を受けることができる。

(1) 図書については、次のとおりとする。

ア 教員	冊数：20冊以内	期間：30日以内
イ 職員	冊数：5冊以内	期間：14日以内
ウ 学部学生1～3年生	冊数：5冊以内	期間：14日以内
エ 学部学生4年生	冊数：10冊以内	期間：14日以内
オ 大学院生	冊数：10冊以内	期間：30日以内
カ 元教職員・卒業生・その他館長が許可した者	冊数：5冊以内	期間：14日以内

- (2) 図書以外の資料の帯出については、館長が別に定める。
- (3) 研究費による購入資料の館外貸出については、館長が別に定める。
- 2 第2条第4号に規定する者に対する貸出については、館長が別に定める。
- 3 次に掲げる資料は、館長が必要と認める場合以外には、館外貸出を行わない。
 - (1) 貴重図書
 - (2) 参考図書(辞書、事典等)
 - (3) 合冊製本した学術雑誌
 - (4) 新聞(縮刷版を含む)
 - (5) その他館長が指定した資料
- 4 帯出した資料は、期限内に返却しなければならない。
- 5 帯出した資料は、転貸してはならない。
- 6 館長は、必要に応じて次のことができる。
 - (1) 貸出資料の増減
 - (2) 貸出期間の延長又は短縮
 - (3) 貸出資料の返却請求(レファレンスサービス)

第7条 利用者は、次のレファレンスサービスを依頼することができる。

- (1) 資料及び文献の検索
- (2) 学術情報の提供
- (3) その他図書館の利用に関すること。
(各種機器の利用)

第8条 情報関連機器、視聴覚機器及びその他の機器については、所定の手続きにより利用することができる。

(文献複写)

第9条 資料等の複写は、所定の手続きにより行うことができる。ただし、次のものは、複写することができない。

- (1) 著作権法に抵触するもの。
- (2) 館長が不相当と認めたもの。

(相互利用)

第10条 利用者は、他大学図書館等の利用について、館長に斡旋を依頼することができる。

2 館長は、他図書館等から利用の申し込みがあったときは、本学の教育及び研究に支障のない範囲においてこれに応ずることができる。

3 図書の他大学図書館等との相互貸借については、館長が別に定める。

(他大学図書館等への文献複写依頼)

第11条 利用者は、他大学図書館等への文献複写の申し込みを依頼することができる。

2 前項の手続きに要する経費は利用者の負担とする。

(館内規律)

第12条 入館者は、次のことを守らなければならない。

- (1) 静粛を保つこと。

- (2) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (3) 資料及び各種機器，並びに施設，設備等を汚損，損傷しないこと。
- (4) 他の入館者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (5) 図書館職員の指示に従うこと。

(弁償)

第13条 利用中の資料・機器を紛失，毀損又は汚損した場合は，弁償しなければならない。

(利用の制限又は停止)

第14条 館長は，この規程に違反した者に対し，図書館の利用を制限又は停止することができる。

(規程の運用)

第15条 この規程の運用に関し必要な事項は，館長が定める。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は，評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は，平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は，平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は，平成 17 年 4 月 1 日から施行する。